



# 令和6年12月～ マイナンバーカードへ移行



マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されます。

健康保険証は

12月2日以降 新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなります。その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行します。ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください  
最長(来年(2025年)12月1日まで)

マイナンバーカードで受診するメリット

**安心** よりよい医療が受けられる!

**便利** 各種手続きも便利・簡単に!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づきより適切な医療を受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。
- マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。  
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

詳しくはこちら



マイナンバーカードについて-厚生労働省



定額減税期間に留意

定額減税とは、**4万円(所得税3万円+個人住民税1万円)を減税する経済施策**のことです。



単身者の定額減税は所得税3万円と住民税1万円の**合計4万円**です。  
4人家族の定額減税される金額は、4万円(所得税3万円・住民税1万円)×4人分の**16万円**です。

定額減税額を6月に控除しきれない場合は、翌月以降に持ち越されるため、**相殺し終わるまでの期間**は手取り額が増えることとなります。

令和6年6月から1年の期間限定で実施される制度です。

電気代コスト削減にご協力お願いいたします

		昨年度実績	今年度実績
10月	使用料	104万	117万
11月		112万	???万

10月使用料%比較  
前年度 13%増



10月はエアコン0月間へご協力いただきありがとうございました。10月の使用料は全体で約117万円で、前年度比較では13%増加となりました。冬場は電気代が他の季節に比べてかなり高くなる時期ですので、エアコン設定を20℃に保つことや、加湿器を併用し、湿度50%以上を保つなどの対策をお願いいたします。



法人本部  
問い合わせ  
西海市大島町1976-59  
0959-34-2288

# 人ざい育成貸付金・奨学金制度について

## 奨学生（奨学金を借りているご本人、または1親等の方の教育資金の借入がある方）

日本国籍や他国籍など国籍にかかわらず人ざい育成を目的に専門職を目指す方の「※奨学金」の貸与を無金利で実施できる制度を整備しております。進学や資格取得で奨学金を検討している方は総合事務課までご相談ください。

## 無金利貸付金・教育資金救済

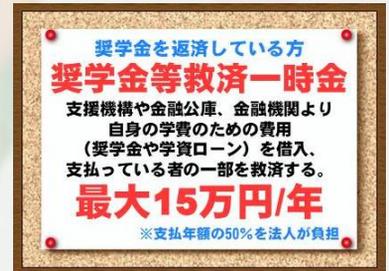
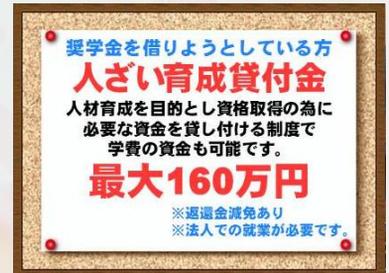
当法人では地域の専門職を育成する目的のため、法定外福利厚生の一環として教育に必要な資金の貸付を無金利で実施しています。

（ただし、法人が規定する資格取得等の条件と審査があります。）

また、勤続や表彰により貸付金の返済が一部または全部免除される制度も整備しています。

## 奨学金等一時救済金

その他、当法人の貸付以外でも現在、日本学生支援機構(JASSO)や金融機関で教育資金の借入などで奨学金または借入金を返済されている方を対象に、支払の一部を法人の法定外福利厚生規程により助成できる制度を整備しています。



詳細はこちら



HP  
QRコード

# 永年勤続表彰を行いました

11月7日(木) 本年度は、勤続表彰の4名の職員が表彰されました。理事長より職員に対して労いの言葉がかけられ、永年勤め上げてきた職員一人一人に賞状と記念品が授与されました。受賞者の皆様、今後も変わらぬご活躍を期待しております。

